

議案第4号

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月21日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

東京都人事委員会の勧告に準じて、職員の給料表及び扶養手当の支給額を改定するなど、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「全ての」を削り、同条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号中「及び孫」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項第1号を次のように改める。

(1) 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（別表第1に規定する一般職給料表のうちその職務の級が4級である職員（以下「一般職4級職員」という。）の扶養親族たる配偶者、父母等 3,000円）

第9条第3項第2号中「のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。）」を削り、「13,500円」を「9,000円」に改め、同項第3号を削り、同条第4項中「（扶養親族たる子のうちに前項第2号に該当する子がいる場合は、当該特定期間にある子の数から1を減じた数）」を削る。

第10条第1項第3号及び第4号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職4級職員が一般職4級職員以外の者となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職

4級職員以外の者が一般職4級職員となった場合

- (5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第10条に次の1項を加える。

- 4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第12条第1項ただし書中「別表第1に規定する一般職給料表のうちその職務の級が4級である職員（以下「一般職4級職員」という。）」を「一般職4級職員」に改める。

第15条及び第16条第6項中「第9条の3第1項」を「第9条の5第1項」に改める。

別表第1再任用職員以外の職員の部150の項から153の項までを削り、同表備考第3項中「181, 200円」を「182, 700円」に改める。

別表第1の2再任用職員以外の職員の部262の項から273の項までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置)

- 2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間におけるこの条例による改正後のあきる野市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第3項の規定の適用については、同項第1号中「配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6, 000円」とあるのは「配偶者 10, 000円」と、「配偶者、父母等 3, 000円」とあるのは「配偶者 8, 000円」と、同項中

「(2) 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）
9, 000円」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）
で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10, 000円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7, 500円

(4) 前項第3号から第6号までに掲げる者 6, 000円」

とし、改正後の条例第10条第1項の規定は適用せず、この条例による改正前のあきる野市職員の給与に関する条例第10条第1項の規定はなお効力を有し、改正後の条例第10条第3項の規定の適用については、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」とし、同条第4項の規定の適用については、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で

同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。